

鳥取縣公報

規則

◇鳥取縣規則第三十五号

牧野法施行細則を次のように定める。

昭和二十六年六月八日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

牧野法施行細則

(書類の經由)

第一條 牧野法（昭和二十五年法律第九十四号、以下「法」という。）、牧野法施行規則（昭和二十五年農林省令第八十七号、以下「規則」という。）及びこの細則により知事に提出する書類は住所地を管轄する地方事務所長（市にあつては所在地の地方事務所長）を経由しなければならない。

（牧野管理規程を定める牧野の指定又は取消）

昭和二十六年六月八日 金曜日
第二千二百十六号

本書ノ大キサハ國定規格A五判

第二條 規則第二條の規定による牧野管理規程を定める牧野の指定及び指定の取消は別記様式第一号によるものとする。

(公聴会)

第三條 規則第三條第一項の規定による牧野管理規程案に対する異議申立書は別記様式第二号によるものとする。

第四條 規則第四條の規定による意見書は別記様式第三号によるものとし、公聴会開催の七日前までに提出しなければならない。

第五條 規則第八條の規定による公聴会の調書は別記様式第四号によるものとする。

(牧野管理規程の認可)

第六條 規則第九條の規定による牧野管理規程認可申請書及び牧野管理規程変更認可申請書は別記様式第五号

によるものとする。
(立入検査の結果の指示)

第七條 規則第二十二條の規定による牧野管理規程設定
牧野の立入検査の結果の指示は別記様式第六号による
ものとする。

(改良及び保全の指示)

第八條 規則第十二條の規定による保護牧野指示書案及
び保護牧野指示変更指示書案は別記様式第七号による
ものとする。

第九條 規則第十三條の規定による保護牧野指示書案及
び保護牧野指示変更指示書案に対する意見書は別記様
式第八号によるものとする。

第十條 規則第二十二條の規定による保護牧野の指示書
は別記様式第九号によるものとする。

(指示の変更)

第十一條 規則第十五條の規定による保護牧野指示変更
申請書は別記様式第十号によるものとする。

第十二條 規則第二十二條の規定による保護牧野指示措

置変更指示書は別記様式第十一号によるものとする。
(用途廃止の届出)

第十三條 規則第十七條の規定による保護牧野用途廃止
の届出は別紙様式第十二号によるものとする。

(完了の届出)

第十四條 規則第十八條の規定による保護牧野指示措置
完了の届出は別記様式第十三号によるものとする。

(害虫の駆除)

第十五條 規則第二十二條の規定による害虫を駆除すべ
き旨の指示書は別記様式第十四号によるものとする。

附則

この規則は公布の日から施行し昭和二十六年四月一日か
ら適用する。

様式第一号

管指導 号

牧野管理規程を定める牧野の指定書(指定取消書)

牧野の所在地	牧野の名称	管理者の住所氏名	所有権の種類	使用の権限	面積	積算	摘要

牧野法施行規則第二條の規定により右牧野を牧野管理
規程を定める牧野に指定する。(右牧野の牧野管理規
程を定める牧野指定を取消しする。)

年 月 日

鳥取県知事

殿

印

様式第二号

牧野管理規程案に対する異議申立書

牧野の所在地	牧野の名称	管理者の住所氏名	当該牧野との関係	摘要

一、異議の事由

右牧野法施行規則第三條第一項の規定により異議を申
し立てます。

年 月 日

異議申立者住所

氏名

殿

印

01026

様式第三号

意見書

牧野の所在地	牧野の名	管理指定番号	当該牧野と意見書提出者との関係	摘要
--------	------	--------	-----------------	----

一、意見の要旨

右牧野法施行規則第四條の規定により意見書を提出します。

年 月 日

意見書提出者住所

氏名

殿

印

様式第四号

公聴会調書

牧野の所在地	牧野の名	管理指定番号	管理住所氏名	異議申立者との関係	異議申立年月日場所
--------	------	--------	--------	-----------	-----------

公聴会の経過

右牧野法施行規則第八條の規定による公聴会調書とする。

年 月 日

公聴会議長職氏名

印

註

公聴会調書には意見書又はその寫を添付すること。

01027

様式第五号

牧野管理規程認可申請書(変更認可申請書)

牧野の所在地	牧野の名	管理指定番号	面積	積	所有権の種類	利用者の種類	利用家畜の頭数	摘要
--------	------	--------	----	---	--------	--------	---------	----

右牧野について別紙のとおり牧野管理規程を定めたので(変更したので)認可されたく牧野法第三條第五項の規定により関係書類を添え申請します。

年 月 日

管理者住所

氏名

鳥取県知事

殿

印

註

牧野管理規程認可(変更)申請書に添付を要する書類

(各書類共二部宛添付)

- 一、牧野管理規程
- 二、牧野に設定されている権利の種類及び内容(所有権以外の権限に基き牧野を管理する場合にあつては当該牧野の所有者の氏名又は名称及び住所)
- 三、牧野の所在、地番、地目、地況、地積及び牧野用施設の箇所を記載した現況図
- 四、牧野の現況説明書及び利用状況説明書
- 五、法第三條第四項の公聴会を開いた場合にあつては前條の規定による調書の寫、(牧野管理規程変更の場合その添付書類は当該変更に係るもののみでよい)

01030

様式第十号	保護牧野指示変更申請書	指示変更希望事項	
牧野の所在地	牧野の名称	保護牧野指示書番号	
一、変更の理由			
右のとおり変更されたく牧野法第十條第一項の規定により申請します。			
年 月 日			
牧野管理者又は所有者住所			
鳥取県知事 殿 氏名 印			
年 月 日			
鳥取県知事 殿 印			
年 月 日			
鳥取県知事 殿 印			

01031

様式第十二号	保護牧野用途廃止届		
牧野の名称	指示番号	指示年月	
所在地	指示事項別	指示年度	
一、用途廃止の理由			
(指示期間満了前に用途廃止に至つた理由)			
一、用途廃止後の用途			
右のとおり用途を廃止しましたので牧野法第十一條第二項の規定に基づきお届けします。			
年 月 日			
法第九條の指示を受けた者の住所			
鳥取県知事 殿 氏名 印			
年 月 日			
鳥取県知事 殿 印			

様式第十一号
保指変指第 号
保護牧野指示措置変更指示書

一、指示変更の理由			
牧野法第十條第二項の規定により保指第 号の保護			
牧野指示措置を右のとおり変更指示する。			
年 月 日			
鳥取県知事 殿 印			

様式第十三号

保護牧野指示措置完了届			
指示番号	牧野の名称	指示年月	
所在地	放牧地	指示事項	
右のとおり保護牧野指示措置の実施が完了したので牧野法第十三條第一項の規定により関係書類を添えお届けします。			
年 月 日			
法第九條の指示を受けた者の住所			
鳥取県知事 殿 氏名 印			
年 月 日			
鳥取県知事 殿 印			

01032

様式第十四号

害虫駆除指示書

所在地名	牧野の	所有權の	使用の	團地	面積	積	害虫駆除の方法
牧野の	区分	種類	放牧地	探草地	その他		
計							

一、指示の事由

右のとおり牧野法第十八條の規定により指示する。

年 月 日

鳥取県知事

殿

印

◆鳥取縣規則第三十六号

農業協同組合検査規則を次のように定める。

昭和二十六年六月八日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

農業協同組合検査規則

(規則の目的)

第一條 農業協同組合法(昭和二十二年法律第三百三十二号)第九十四條の規定により、知事が農業協同組合及び農業協同組合連合会(以下「組合」という。)に対して行う検査は、特別の目的をもつて行う場合を除くの外、この規則の定めるところによる。

(検査の目的)

第二條 検査は、組合の役職員をして法令、法令に基いてする知事の処分、又は定款、若しくは規約を遵守させ、組合の財産の管理及び業務の処理を適正ならしめ、組合員又は会員(以下「組合員」という。)の利益を保全すると共に、組合の健全な発達を図ることを目的とする。

01033

(検査の場所)

第三條 検査は、事務所、倉庫、事業場その他の場所に赴いてこれを行う。但し、主たる事務所以外の事務所、事業場については、主たる事務所にある帳簿、書類等により検査を行い現場に赴くことを省略することができる。

(検査の範囲)

第四條 検査は、検査時の属する事業年度における業務及び財産の状況につきこれを行うものとする。但し必要があるときは、過年度における業務及び財産の状況についてもこれを検査することができる。

(検査の要領)

第五條 検査は別に定める農業協同組合検査要領に従い、組合の業務及び財産につき、物件帳簿証ひ、よう書類その他の業務記録を精査し法令、定款等に違反する事項の有無、財産の確否、業務執行の適否を明らかにするものとする。

(検査の着手)

第六條 検査は予め通告することなしに行うを原則とする。

第七條 検査をする者は別表に定める身分証明書を呈示しなければならない。

(検査の立会)

第八條 検査には原則として理事(又は清算人)及び監事一人以上を立会わせなければならない。

(検査の執行)

第九條 検査の執行は、組合の業務に支障を生じない様に留意し、且組合の執務時間内にこれを行うものとする。但し必要あるときは、責任者の承諾を得て執務時間外においてもこれを行うことができる。

検査の執行は、厳正且公正に行うとともに関係役員に対する態度は懇切を旨としなければならない。

(検査の見合せ及び中止)

第十條 次に掲げる各号に該当するときは検査の着手を見合せ又はこれを中止することができる。この時は、直ちに知事に報告して、その指揮を受けなければならない。

ない。

一、第八條に掲げる者を立会わせることができないとき。

二、検査すべき帳簿書類の大部分が検査の場所に現存せず速かにこれを備えさせることができないとき。

三、検査すべき帳簿書類の記載が甚だしく不備のため、業務及び財産の状況等を知ることができないとき。

四、その他重大な事故のため検査の実施が困難であると認めるとき。

(検査終了後の措置)

第十一條 検査を終了したときは、通常理事(清算人)及び監事の参集を求めて検査の結果について講評を行う。

五、検査の結果特に改善整備を要すると認める事項ある場合は、日限を定めてその後の措置につき回答書の提出を要求する旨の指示書を交付する。

前項の回答書には監事の意見書を添付させ、必要ある場合は、理事(清算人)全員の連署を徴するものとする。

る。

第十二條 検査を終了したときは、速かに、第五條の農業協同組合検査要領により報告書を作成し知事に提出しなければならない。

附則

この規則は公布の日から施行する。

(別表)

身分証明書

第 号	農業協同組合検査吏員の証
氏 名	年 月 日生
右は農業協同組合法第九十四條による検査吏員であることを証明する	
昭和 年 月 日	
鳥取県知事 氏 名	

注 意

(裏)

一、本証は、農業協同組合の検査に際し必ず携帯すること。

二、本証は、検査を受ける農業協同組合に呈示すること。

三、本証を紛失したときは直ちに知事に届け出ることを。

四、検査吏員は、退職又は他の係に転じたときは、直ちに本証を返付すること。

告 示

◇鳥取縣告示第二千二百五十七号

次の通り基本測量を実施する旨建設省地理調査所長より通知があつた。

昭和二十六年六月八日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

- 一、測量の目的 一等水準測量
- 一、〃 期間 自昭和二十六年五月下旬至十一月下旬

正 誤

- 一、〃 地域
- 鳥取市、米子市
- 岩美郡 福部村、大岩村、本庄村、倉田村、蒲生村
- 気高郡 松保村、湖山村、末恒村、宝木村、瑞穂村、浜村町、青谷町、中郷村
- 東伯郡 泊村、宇野村、橋津村、長瀬村、上井町、社村、上北條村、西郷村、倉吉町、灘手村、大誠村、由良町、浦安町、八橋町、赤碕町、安田村、下中山村
- 西伯郡 大幡村、逢坂村、光徳村、御來屋町、庄内村、所子村、高麗村、淀江町、大和村、日吉津村、幡郷村、五千石村、成実村
- 日野郡 石見村、黒坂町、日野村、根雨町、江尾町、神奈川村、溝口町

昭和二十六年五月二十九日鳥取縣公報第二千二百十三号教育委員会告示第十四号中誤植があるので次の通り訂正する。

頁 段 行 誤 正

三 下 五 東中学校 西中学校